

## 地方分権改革推進本部 第1回会合 議事要旨

1. 日 時 平成25年3月8日（金） 8時33分～40分

2. 場 所 院内大臣室

3. 議 事

- 冒頭、地方分権改革推進本部副本部長である新藤大臣内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から、本部の設置趣旨や体制について説明があり、本部長である安倍内閣総理大臣から以下のとおり挨拶があった。
  - ・地方の元気なくして国の元気はない。魅力あふれる地域を創るためには、地域ごとの創意工夫を活かし、地方が自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう地方分権改革の取組を進めていくことが不可欠である。
  - ・現在政府が取り組んでいる地方分権改革は、第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会に由来するもの。本日の議題である義務付け・枠付けの見直しについては、これまで第1次・第2次の一括法が成立し、地域の実情に合わせた特色ある条例の制定などが進んでいる。今回の見直しは、更に、地方からの具体的な提案を受けて進めるものであり、新たな一括法案の提出に向けて取組を進めていきたい。また、今後、国から地方への事務・権限の移譲等についても推進していく必要がある。
  - ・各閣僚におかれても、地方分権改革の推進について、省庁の利害にとらわれることなく、率先して御協力いただくとともに、所管される分野における改革にリーダーシップを発揮してもらいたい。
  
- 次に、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から、義務付け・枠付けの第4次見直しについて説明があり、古屋国家公安委員長から、暴力団対策について、今回の見直しでは建設分野や福祉分野において、暴力団排除を強化する方向性が打ち出されており、暴力団対策上非常に意義深く、今回の見直しに盛り込まれなかった分野についても、関係省庁において引き続き暴力団を排除するための方策について検討いただくよう依頼の発言があった。これを受けて、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から、採石業・砂利採取業の暴力団対策については警察庁に引き続き関係府省との調整をお願いしたいとの発言があった。義務付け・枠付けの第4次見直しについては、案のとおり決定した。
  
- 最後に、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から以下のとおり発言があった。
  - ・今回の第4次見直しの事項のうち法律で対応する事項については、昨年廃案となった第3次一括法案に係る事項と併せて、新たな一括法案として今通常国会に提出していく。
  - ・今後、地方分権改革を進め、国と地方の役割分担を見直すことにより、国と地方それぞれの機能を強化してまいりたいと考えており、義務付け・枠付けの見直しや国から地方への事務・権

限の移譲等について、着実に取組を進めてまいりたい。冒頭の総理からの御指示も踏まえて、各閣僚におかれても引き続き地方分権改革への御協力をよろしくお願いしたい。

- ・これまで設置されていた地域主権戦略会議は、内閣としての政策検討機能と有識者による調査審議機能がやや混在していた。そこで、閣僚からなる地方分権改革推進本部は、内閣において政策検討を行うとともに、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）の下に有識者会議を設置し、その会議で専門的かつ実務的な議論を行うことを検討している。この有識者会議は、できるだけ早い時期に設置したいと考えている。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）